

事務連絡
平成30年11月8日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
振興課

平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震に係る地域医療介護総合確保基金の介護施設等の施設開設準備経費等支援事業を活用した設備災害復旧支援について

平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震により被災した介護施設等の設備復旧については、平成30年度第1次補正予算により計上した「社会福祉施設等設備災害復旧費補助金」（以下「設備災害復旧費補助金」という。）において支援することとしているところです。

しかしながら、今回の災害は、その被害が極めて甚大であることに鑑み、設備災害復旧費補助金に加えて、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業）の「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」（以下「開設準備経費等支援事業」という。）においても、下記の要件等を満たす場合には、都道府県の判断により、設備災害復旧を支援することを可能とする取扱いとします*。

つきましては、管内市区町村及び介護施設等に対して周知等、ご配慮のほどよろしくお願ひします。

※ 開設準備経費等支援事業は、介護施設等の「開設時」から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、必要な初年度経費（設備整備等）などを支援する事業であるが、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとするもの。

記

（適用災害）

1. 激甚災害法に基づき、本激指定（地域を特定せず、災害そのものを指定）されている、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震により被災した施設について遡って適用すること。

（災害復旧時（施設等の被災状況）の定義）

2. 「災害復旧時」とは、豪雨・地震により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、

施設を再び開設する場合を目安として、都道府県がこれと同程度と認める場合であること。

(基金と設備災害復旧費補助金との適用関係)

3. 補助金の重複支給を避けるため、施設・事業所単位でみたときに、基金の開設準備経費等支援事業と設備災害復旧費補助金の両方の補助は受けられないこと。

なお、法人単位（例えば、特別養護老人ホームと通所介護事業所を運営）でみたときに、特別養護老人ホームは基金の開設準備経費等支援事業で、通所介護事業所は設備災害復旧費補助金で、と組み合わせて補助を受けることは問題ないこと。

(新規開設時に一度基金の開設準備経費等支援事業の補助を受けている施設等の取扱い)

4. 新規開設時に一度基金の開設準備経費等支援事業の補助を受けている施設等であっても、今回の災害設備復旧に当たっては、当該事業を再度活用できること。

(留意事項)

5. 他の国庫補助制度により、設備災害復旧の補助を受けている場合は、開設準備経費等支援事業と設備災害復旧費補助金の補助は受けられないこと。